

# 法 教 育

## 法教育

1 あまり世間では知られていないことですが、私たち弁護士は、弁護士として法廷に立ち、依頼者からの相談を受けたりする通常業務のほか、各地域の弁護士会の委員会に所属し、公益活動その他様々な活動を行っています。私も、法教育委員会という委員会に所属しています。

法教育とは、高校生を中心とした学生や市民のみなさまに対し、法律とは何か、なぜ存在するのか、なぜ法律を守ることが重要なのか、法律はどうやって使うものなのか、などを、私たち法律の専門家である弁護士が教えるものです。法律は、中学校の公民や高校の政治経済の授業で習ったほかは新聞やニュースで見たりする程度で、あまり身近なものではないという方が多いのではないのでしょうか？そのような方々に対し、まずは「法律＝六法全書の暗記」という固定観念を払拭してもらい、法律の重要性や面白さを伝え、法律を身近なものに感じてもらうというのが法教育の狙いです。

2 先日は、この法教育の一環で、高校生に憲法を教えるため、ある高校で授業をしてきました。授業は、原発反対の思想を持つ者が、原発反対のビラを配るため、あるマンションの構内に立ち入ったところ、同マンションはビラ配り、関係者以外の立ち入りが禁止されており、マンションの住人に不法侵入であるとして警察に通報され、逮捕されてしまったという事例等を扱って、憲法21条1項の表現の自由の重要性を考えてみようというものです。

高校生たちからは、「自分が思ったことを自由に表現できな

いのはよくない」「ビラ配りならば、絶対にみんなが1度は見てくれるから重要（インターネット上での表現など、他の表現方法と比較して）」「ビラ配りをさせても、住人はそれほど迷惑を被らないのではないか」「いきなり逮捕するのではなく、まず注意して、それでもやめないのならば逮捕すればよい」など、特にビラ配りをした者を擁護する意見が多く出ました。中には、「マンションの住人には知る権利がある」という高度な内容の意見もありました。

3 ところで、この事例は、実際の事件をもとにして作ったものです。その事件は裁判になり、最高裁まで争われました（最判平成21年11月30日 刑集63巻9号1765頁）。最高裁は、ビラ配りをしていた者を逮捕しても表現の自由を侵害しないとしましたが、下級審では反対の結論が出ており、どちらの結論が出てもおかしくないような事案だったと思われます。他にも、類似事案がありますが（最判平成20年4月11日 刑集62巻5号1217頁）、この事案も最高裁と下級審の結論が分かれています。

下級審をみると、配ったビラの内容に着目し、ビラの内容が政治的意見の表明であり正当だとして、表現の自由の重要性を指摘したと読める部分があります。また、マンションに立ち入った時間や方法を丁寧に認定し、立ち入りの態様が穏当かどうか、立ち入りによるマンションの住人への影響を検討している部分があります。

これらは、授業で高校生たちが出した意見と、考察の深さや表現の巧さは違うものの、着目点においては相当共通しています。このように、法律の世界では、高校生であっても、プロの裁判官や弁護士と同じポイントに目をつけ、意見を持つことは

可能なのです。もちろん、高校生たちだけで、裁判で求められるような正式な法的主張を行うことは困難ですが、法的主張、判断に必要な基本的な発想は、法律をほとんど勉強したことがない高校生でも十分に持っているのです。授業をしてみて、そのことが良く分かりました。

4 このように、法律とは、決してすべてが難しいわけではなく、法律を勉強したことがない方々でも、ほんの少し法律家の説明を受ければ、十分に自分の力で考えることができるものなのです。私は、法教育を通じて、そのことを少しでも多くの方々に分かっていただきたいと思います。法律は、みなさまの日常生活のあらゆる場面に関わってくるものですから、法律を身近なものであると感じ、その基本的な考え方を知っておくことは、みなさまの生活に絶対にプラスになるはずです。

今後も、私は法教育のため、色々な学校にお邪魔することになると思いますが、お邪魔した先の高校生のみなさまには、法律の面白さを感じていただけると嬉しいです。また、秋には、学生のみならず市民の方々向けの講演を行うことも予定しています。11月8日（木）札幌市資料館にて、「暮らしに関する法律講座」－相続・介護など高齢者問題について－というタイトル、テーマで行いますので（開始時間は未定ですが、決定したら改めて告知させていただきます）、コラムを読んでいただいているみなさまも是非お越しいただき、法律を身近に感じてください。お待ちしております（会田）。